

発議案第1号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年6月9日提出

提出者	富津市議会議員	石井志郎
賛成者	同	関努
	同	平野英男
	同	山田重雄
	同	三木千明
	同	諸岡賛陞
	同	猪瀬浩

提案理由

新型コロナウイルス感染症による市民生活への多大な影響を鑑み、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、議員報酬の月額を10パーセント減額する条例を制定するとともに、今年度中の常任委員会及び議会運営委員会の視察研修を取りやめることにより、議会費8,055千円を削減し、市民生活の更なる支援に取り組むものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に支給する議員報酬の月額に係る減額特例措置）

- 5 第2条の規定にかかわらず、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に支給する議員報酬の月額（第6条に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含まない。）は、第2条に規定する額から100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。